京都市老人いこいの家条例を廃止する条例(平成28年12月22日京都市条例第26号)(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)

京都市老人いこいの家(以下「老人いこいの家」という。)は、老人に憩いの場を提供する施設として設置していますが、民間事業者等により同等の事業が実施されていることから、その設置の必要性及び効果が低下したため、これを廃止することとしました。なお、老人いこいの家の廃止後は、当該施設の敷地及び設備を利用し、民間事業者等により老人の憩い等の場として健康長寿サロンが設置され、及び運営される予定です。この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

京都市老人いこいの家条例を廃止する条例を公布する。

平成28年12月22日

京都市長 門 川 大 作

京都市条例第 26 号

京都市老人いこいの家条例を廃止する条例

京都市老人いこいの家条例は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1社会福祉関連施設の項中「, 老人いこいの家」を削る。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)